

## 小浜市公式ホームページ広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小浜市公式ホームページに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小浜市公式ホームページ

小浜市（以下、「市」という。）が管理するホームページのトップページをいう。

(2) 広告

文字または画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下、「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載場所および掲載料)

第3条 広告は、小浜市公式ホームページに掲載するものとし、広告を掲載する位置、枠数および掲載料は、市が別に定める。

### (広告掲載の基準)

第4条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市の公共性、中立性およびその品位を損ねるおそれのあるもの

(2) 法令等に違反し、または抵触する恐れのあるもの

(3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

(4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの

(5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの

(6) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの

(7) 虚偽または誇大な表現で不適切なもの

(8) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの

(9) 情報の真偽および出所が明確でないもの

(10) 市税を滞納している者の広告

(11) その他掲載する広告として妥当でないと市が認めるもの

(広告の掲載順序)

第5条 広告を掲載する優先順位は、地域性または公共性の高いものを優先させることとし、次に掲げる順位に従うものとする。

- (1) 法人その他の団体および事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する者の広告
- (2) 国、地方公共団体、公益法人およびこれらに類する者の広告
- (3) 前各号に掲げる者以外の広告

(広告の規格等)

第6条 次の各号に掲げる事項は、市が別に定めるものとする。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、最大6か月間掲載することができる。ただし、引き続き申込することを妨げないものとする

- 2 広告を掲載する開始日（以下、「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告を掲載する終了日（以下、「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載している月の最終日とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は公募とし、市が管理するホームページ等に掲載することにより行うものとする。

- 2 市が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず第5条に該当する者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、小浜市公式ホームページ広告掲載申込書（別紙様式第1号）に、広告原稿（案）を添えて、市に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第4条に定める広告掲載の基準により広告掲載の適否を審査し、広告掲載の可否を決定する。この場合において、掲載希望者が広告募集の枠数を超えているときは、次に定めるところにより決定する。

- (1) 第5条に定める広告掲載の優先順位

(2) 前号の規定によっても決定できないときは抽選

- 2 市は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に小浜市公式ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（別紙様式第2号）により通知する。
- 3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下、「広告主」という。）は、市が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿に電子データを添えて提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、掲載の決定後、広告掲載料を市が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により一括して納付するものとする。ただし、市が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取消すことができる。この場合において、取消しにより生じた広告主の損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (4) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (5) その他広告掲載に支障があると市が認めるとき

(広告掲載料の返還)

第13条 納付された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない事由によって広告掲載ができなかったときはこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により小浜市公式ホームページの運営を一時停止した場合は、広告掲載料を還付しない。
  - (1) 法令に定められた点検等による停電
  - (2) ネットワーク機器等の保守点検または工事を行う場合
  - (3) 天災、その他の事由により非常事態が発生した場合
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第14条 広告主は、広告掲載の期間が複数月の場合は、当該広告の内容を月単位で変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、市にあらかじめ相談するものとする。
- 3 広告内容変更に伴い発生した費用は、広告主が負担する。

4 リンク先を変更する場合は、変更しようとする日の7日前までに市に申し出ることにする。

(広告主の責任等)

第15条 広告主は、掲載された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿および電子データの作成経費は、広告主が負担する。

(協議)

第16条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第17条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、福井地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の取り扱いに関して必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年 6月20日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

小浜市公式ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

小浜市長 様

小浜市公式ホームページ広告掲載要綱第 9 条の規定により、広告原稿を添えて下記のとおり申  
込します。

記

申込者	所在地		
	名称		
	代表者名		
	担当者名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		e-mail	
業種			
掲載希望期間		平成 年 月 1 日 ~ 平成 年 月末日まで ( 月間)	
リンク先 URL			
広告の内容		別添のとおり	
その他		①申込みにあたっては、小浜市公式ホームページ広告掲載要綱の内容を順守するとともに、小浜市が市税納付状況調査を行うことに同意します。 ②広告の内容に、著作権および肖像権の侵害が無いことを確認します。	

様式第2号（第10条第2項関係）

小浜市公式ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

平成 年 月 日

様

小浜市長 松崎 晃治

平成 年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり掲載を（許可・不許可）することに決定しましたので通知します。

記

1. 掲載内容

掲載期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで

掲載料金 円

納入期限 納入通知書に記載

2. 申込条件 小浜市公式ホームページ広告掲載要綱のとおり

3. 掲載しない場合の理由